



入間市

こども 計画

令和7年3月

概要版

入間市子ども計画とは

「入間市子ども計画」は、「全ての子どもが健やかに心豊かに育ち、全ての家庭が安心して子育てができるまち いるま」を基本理念に掲げ、今後の5年間における子ども施策の方向性を示した、子どもに関する総合的な計画です。

この計画は、子ども基本法第10条に基づく市町村子ども計画であり、2ページの下図のとおり、子ども施策に関する様々な個別計画と一体的な計画として策定しています。引き続き、近年の急速な少子化や子どもをめぐる様々な課題の深刻化に対応していくために、子どもと子育て家庭に対する支援や子ども・若者の健全育成、子どもの貧困対策、ひとり親家庭の自立支援、母子保健等、子どもの成長段階と困難な状況に応じた支援を一体的に盛り込んでいます。

この計画の対象は、全ての子どもと子育て家庭（妊産婦を含む）としています。ひらがなの「子ども」とは、子ども基本法で「心身の発達の過程にある者」と定義されています。前計画に当たる「子ども・若者未来応援プラン」でも、子どもだけでなく若者も対象にして、年齢で途切れることがないような支援を目指してきましたが、この計画でも「子ども」と表記することで、特定の年齢で支援が途切れるのではなく、地域全体で未来の担い手を支援することができるものと考えています。

計画期間

本計画は、令和7年度（2025年度）から11年度（2029年度）までを計画期間とします。



基本理念

全てのこどもが健やかに心豊かに育ち、
全ての家庭が安心して子育てができるまち いるま

基本理念を実現させていくための
こども施策に関する重要事項

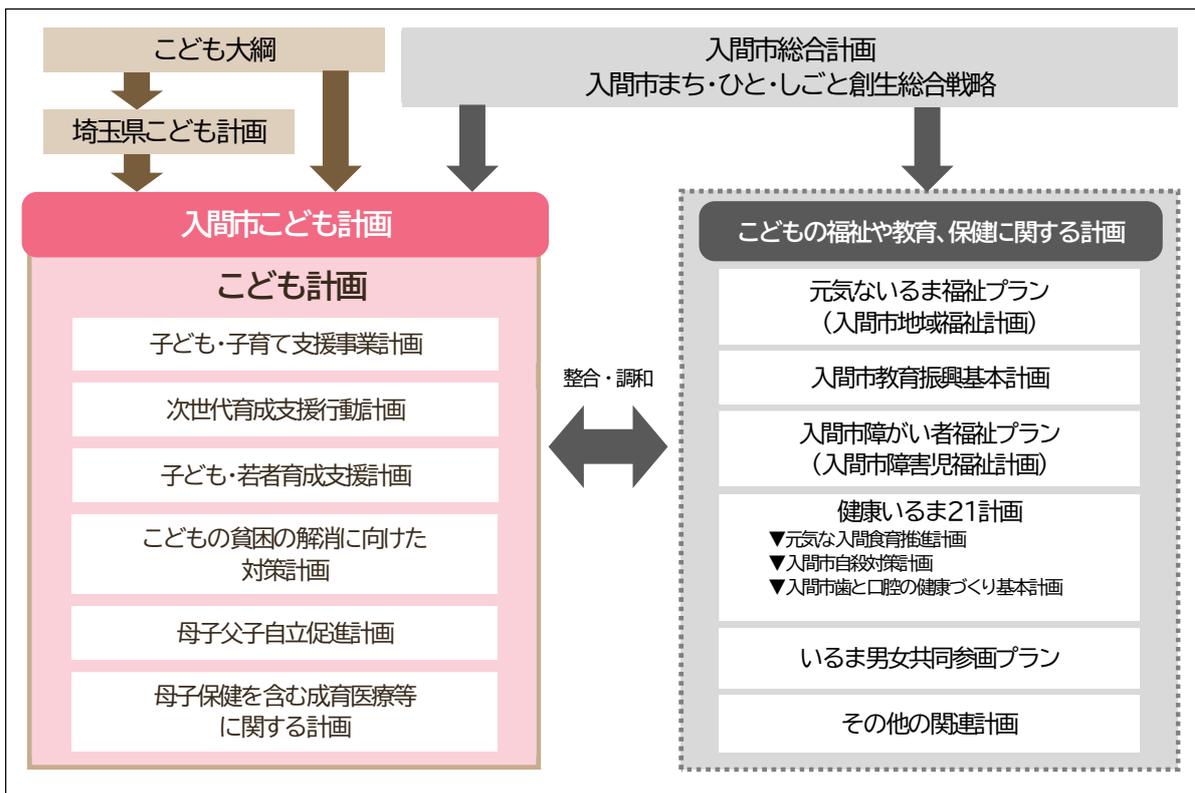
こどもの
ライフステージに
応じた支援

子育て家庭への
支援

ライフステージを
通して行う支援

こどもや子育て家庭を誰一人取り残さずに、切れ目なく支えていくために、この計画は、こどもや子育て家庭に関する様々な分野の個別計画を内包しています。

計画の位置づけイメージ



こどものライフステージに応じた支援

(1) 妊娠期からの切れ目ない支援

全ての妊産婦・子育て家庭が安心して出産・子育てができるよう、こどもや母親の健康の保持・増進を図るとともに、各種相談事業や訪問指導をはじめとして、こどもや子育て家庭に寄り添い、切れ目のない支援を行います。

(2) 発育・発達等の早期発見・早期支援

心身の発達に支援が必要なこどもを早期に発見し、日常生活の場や、専門的な機関での適切な支援につながるよう環境を整えます。

(3) 幼児教育・保育の環境の整備

少子化が進行しているものの、低年齢児の保育ニーズの高まりや多様な働き方等による保育ニーズに対応する必要があります。教育・保育サービスの拡充を図り、充実した提供体制の確保に努めます。

(4) 幼児教育・保育の質の向上

幼児教育・保育の質を向上させるために、こどもの発達や学びの連続性を踏まえた幼児教育・保育や幼稚園・保育所（園）・認定こども園と小学校の連携強化を推進し、こどもの健やかな成長を支えます。



(5) こどもの居場所づくりの推進

全てのこどもが、安全で安心して過ごせる居場所を持ちながら、自己肯定感や自己有用感を高められるように、社会で生き抜く力を得るための糧となる多様な体験活動の機会の確保に努めます。

(6) 困難な状況に応じた支援、配慮が必要なこどもへの支援

こどもが抱える複雑かつ多岐にわたる困難に対し、関係機関・団体が専門性を活かして一人ひとりの状況に応じた支援を行うとともに、家庭の事情等により、学習や生活環境が整っていないこどもの学びと暮らしを支援します。

(7) 社会的自立・自己形成に向けた支援

未来を担う存在であるこども・若者が、将来の自己選択に向けて自己肯定感を高め、個々の価値観を形成できるように、時間や場所にも配慮した多様な体験活動や学ぶ機会を提供します。

(8) 健やかな成長のための支援体制

社会的自立に向けて必要な知識に関して情報提供や教育を行い、困難な状況に陥った場合は誰一人取り残さないように個々の状況に応じた支援を行います。



子育て家庭への支援

(9) 地域における子育て支援、仕事と子育ての両立の推進

子育て家庭が、ライフスタイルやニーズに応じて必要とする子育て支援を受けられるよう、幼児教育・保育施設や子育て支援施設等の地域の担い手と協働し、子育て支援の充実に努めます。また、子育て家庭が過度な負担感を抱くことなく、こどもと向き合えるように支援します。

(10) 子育てや教育に関する経済的負担の軽減

全てのこどもが教育や保育等を受けられ、健やかに成長できるように、子育て家庭の経済的負担の軽減に努めます。

ライフステージを通して行う支援

(11) こどもの権利の周知・啓発

こどもを権利の主体として認識し、こどもが健やかに成長し、自分らしく社会生活を送ることができるよう社会全体で後押ししていくために、こどもも大人もこどもの権利について理解を深め、こどもの権利を尊重する社会づくりを進めます。

(12) 児童虐待防止対策

児童虐待を防止するため、児童虐待防止に関する意識啓発を行うとともに、養育に不安や課題を抱える家庭の見守りや相談を通じて支援し、虐待の未然防止、早期発見・対応に努めます。

(13) インクルージョンの推進

こどもや家庭の特性にかかわらず、安心して共に暮らすことのできる地域づくりに向けて、地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進します。

(14) こどもの貧困対策、ひとり親家庭等への支援

こどもの成長と将来が生まれ育った環境に左右されることのないように、良好な成育環境を確保し、全てのこどもの健やかな成長を支援します。

(15) 切れ目ない保健・医療の提供

母子保健を始めとした成育医療等に関して、必要な支援を切れ目なく提供できるように努めます。

進行管理・指標

計画の実施にあたっては、主に下表のような指標を設定しており、「こども・子育て審議会」や市内組織において点検・評価を行いながら、基本理念の実現に向けて、着実に各事業を実施していきます。

指 標	現在値 (令和5年度)	目標値 (令和11年度)
生活に満足していると思うこどもの割合	71.2% ▶	71.2%
今の自分が好きであると思うこどもの割合	63.8% ▶	70.0%
生活に満足していると思う保護者の割合	61.7% ▶	70.0%
地域の子育ての環境や支援への満足度	2.8点 ▶	3.0点

※ 指標について、国が目標値を定めている場合は国の目標値を参考にし、既に達成されている場合は現状維持として現状値と同じ数値を目標値としています。

計画書や調査等の報告書の詳細は、下記二次元コードからご覧いただけます。



《 計画書 》

入間市こども計画の全編を掲載しています。



《 ヒアリング 》

こどもや若者へのヒアリングの報告書を掲載しています。



《 関連調査報告書 》

こどもや保護者等へのアンケートの報告書を掲載しています。



《 パブリックコメント 》

入間市こども計画（素案）のパブリックコメントの結果を掲載しています。



入間市マスコットキャラクター
「いるティー」

入間市こども計画 **概要版**



埼玉県入間市 こども支援部 こども支援課 こども政策室
〒358-8511 埼玉県入間市豊岡1丁目16番1号
TEL：04-2964-1111（代表）
<http://www.city.iruma.saitama.jp/>